

平戸市道路台帳電子化及び公開型GIS等構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨・目的

本実施要領（以下「本要領」という。）は、「平戸市道路台帳電子化及び公開型GIS等構築業務委託（以下「本業務」という。）について、最も適したシステムを構築する受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務件名

平戸市道路台帳電子化及び公開型GIS等構築業務委託

(2) 業務の目的及び内容

別添「平戸市道路台帳電子化及び公開型GIS等構築業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から～令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

¥172,380,000.-（税抜）

※契約時の予定価格となるものではなく、本業務の事業規模を示すものです。

また、年度毎の支払い額は以下を限度とする

令和6年度：¥65,978,000.-（消費税を含む）

令和7年度：¥61,820,000.-（消費税を含む）

令和8年度：¥61,820,000.-（消費税を含む）

※上記には、道路台帳管理GIS構築費用並びに令和7年2月1日～令和9年3月31日までのシステム運用保守費用を含むものとし、令和9年度以降のシステム運用費用は別途予算にて契約を締結する予定。

3. 参加資格

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、参加形態は事業者単体とする。また、主たる業務の下請けは認めない。

(1) 長崎県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 測量業登録をしていること。

(3) 地方公共団体において公開型GIS並びに道路台帳管理GISの導入実績（現在稼働中のもの）を有していること。また、当該システム製品を自社で保有していること。

(4) 本業務を一括再委託しない者であること。

(5) 以下の認証を取得していること。

・ISO9001（品質マネジメントシステム）

・ISO14001（環境マネジメントシステム）

・JISQ15001：2017（個人情報保護マネジメントシステム）

・JISQ20000：2012（サービスマネジメントシステム）

・JISQ27001：2015（情報セキュリティマネジメントシステム）

・JISQ27017：2016（クラウドサービスのための情報セキュリティ）

(6) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 企画提案依頼の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(10) 平戸市暴力団排除条例（平成24年平戸市条例第22号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

4. 参加手続き等

本業務への応募にあたり、以下の書類を提出すること。

参加表明書類 ①～④の順にホチキス止めし、提出すること。

	項目	様式番号	提出部数
①	参加表明書	第1号様式	正1部、副12部
②	会社概要	第2号様式	正1部、副12部
③	業務実績調書	第3号様式	正1部、副12部
④	技術者調書	第4号様式	正1部、副12部

(1) 提出先

平戸市役所 建設部 建設課
〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和6年4月22日（月）17時00分まで（郵送の場合は必着）

5. 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

①～②の順にホチキス止めし、提出すること。

	項目	様式番号	提出部数
①	企画提案書	第5号様式	正1部、副12部
②	見積書	第6号様式	正1部、副12部

(2) 企画提案書の作成について

企画提案書（第5号様式）は、以下に従い作成すること。

- ・表紙・目次は枚数に含まない。提案書にはページ番号を付けること。
- ・両面印刷とすること。
- ・様式に従い、作成すること（A4・縦）。
- ・本文の文字フォントは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮して作成すること。

(3) 見積書について

見積書（第6号様式）は、構築費用及び運用費用についてそれぞれ内訳書（任意様式）を作成して添付すること。運用費用については、令和7年2月1日～令和7年3月31日までの2か月間、また令和7年4月1日から令和12年3月31日までの60か月間に発生する費用を全て記載すること。

(4) 提出先

平戸市役所 建設部 建設課
〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) 提出期限

令和6年5月9日（木）17時00分まで（郵送の場合は必着）

6. 質問について

本業務の内容に不明な点がある場合は、電子メールによって行うこと。なお、電話による質問の受付は一切行わない。

(1) 受付期限：令和6年4月15日（月）17時00分まで

(2) 受付方法：第7号様式に記載し、電子メールにて送付すること。

(3) 回答方法：平戸市ホームページに掲載

(4) 質問受付先：平戸市役所 建設部 建設課

(5) 電子メール：kensetsu@city.hirado.lg.jp

7. 提案の決定

(1) 選考方法

庁内に設置する平戸市道路台帳電子化及び公開型GIS等構築業務委託受託候補者選定審査会事務局（以下「事務局」という。）にて、提出された企画提案書類をもとに、参加要件の確認および指定様式評価を行い、参加要件を満たす事業者に対して、プレゼンテーション・デモンストレーション実施の要請を行う。

なお、企画提案書類及びプレゼンテーションについては、別途庁内に設置する平戸市道路台帳電子化及び公開型GIS等構築業務委託受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）において、実施するものとする。

(2) 選考基準

選考基準は、企画提案書類の内容評価とプレゼンテーションの内容・対応能力評価により総合的に審査を行う。

評価項目		配点	判断評価基準		
①	指定様式 評価	会社概要	9	40	指定様式の記載内容による評価を行う。実績、技術者の能力等を評価する。
		業務実績調書	21		
		技術者調書	10		
②	企画 提案書	提案課題1 実施方針、実施体制及び 工程計画	24	100	企画提案書の記載内容による評価を行う。業務内容を十分把握したうえで有効な提案を行っているか等について評価する。
		提案課題2 道路台帳デジタル化	18		
		提案課題3 システム構築	24		
		提案課題4 システムの利活用	12		
		提案課題5 保守サポート	16		
		提案課題6 その他提案事項	6		
③	見積書	見積書	30	業務コストの妥当性を評価する。（ただし、「参考価格※2」欄の「その他データ整備・調整」の価格は評価から除く。）	
④	プレゼンテーション評価		30	プレゼンテーション・デモンストレーション内容等を評価する。	
計			200		

(3) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の概要は以下のとおり。

詳細な日時や実施時間は、参加資格審査結果通知書にて別途通知を行う。

日時：令和6年5月21日（火）予定

場所：平戸市役所 3階 中会議室

時間：準備5分、説明40分、質疑応答10分、片付け5分を予定

その他：入場する説明者は4名以内

必要な機器（ディスプレイ、プロジェクター及び電源ケーブル、スクリーン等）は説明者が準備すること。

(4) 審査結果

審査結果については、参加した全ての事業者に文書にて通知を行う。なお、審査結果の通知は令和6年5月22日（水）を予定している。

8. スケジュール

内容	期間等
質問の受付期限	令和6年4月15日(月)17時00分
質問の回答	令和6年4月18日(木)
参加表明書提出期限	令和6年4月22日(月)
企画提案書類提出期限	令和6年5月9日(木)17時00分
プレゼンテーション通知	令和6年5月10日(金)予定
プレゼンテーションの実施	令和6年5月21日(火)
審査結果通知	令和6年5月22日(水)予定
契約締結	令和6年5月末予定

9. 契約手続き

事務局及び審査会で選定された候補者は、企画提案資料に基づき、本市詳細な内容について協議を行った上で、予算の範囲内において契約を締結する。なお、候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、審査において次順位以下となった提案を行った事業者のうち、評価点が上位であった者を繰り上げる。

契約手続及び契約書は、平戸市契約規則の定めるところによるものとする。また、契約締結後において、受託事業者に不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

10. その他

- (1) 企画提案書類の作成及びプロポーザルへの参加に当たって必要な費用は、参加する事業者の負担とする。
- (2) 本業務について、参加表明書提出後に辞退する場合、辞退届(様式は自由)に辞退理由を明記の上、持参又は郵送にて提出すること。なお、辞退しても指名停止措置など不利益となる措置は一切ないものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルにて収集した情報は、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的で使用しないものとする。
- (5) 本手続において提出した書類等への虚偽記載、その他不正な行為をしたときは、参加資格を喪失する。
- (6) 選考結果に対する異議申し立ては認めない。
- (7) 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

11. 問い合わせ先

平戸市役所 建設部 建設課
住所：〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3
電話：0950-22-9160
メール：kensetsu@city.hirado.lg.jp